

平成29年度 家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成28年度予算額) → (平成29年度予算案)
4,543億円 → 4,890億円

改正児童福祉法の施行を踏まえ、社会的養護の推進を図るとともに、ひとり親家庭への支援について、「すくすくサポート・プロジェクト」(「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」)等に基づき、その取組を着実に実施する。

I. 社会的養護の推進

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護、家庭的養護の推進など改正法に盛り込まれた内容等を実施するための必要な予算を確保することにより、社会的養護の一層の推進を図る。

(平成28年度予算額) → (平成29年度予算案)
1,278億円 → 1,456億円

児童入所施設措置費等 : 1,227億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業 : 154億円
次世代育成支援対策施設整備交付金 : 66億円
など

1. 家庭養護の推進

(1) 里親支援事業(仮称)の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業(仮称)を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親手当の改善【拡充】

里親制度の推進を図るため、里親手当を改善する。

里親手当 72,000円 → 86,000円 (+14,000円)

〔児童入所施設措置費等〕

2. 家庭的養護の推進

(1) 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

3. 被虐待児童などへの支援の充実

(1) 個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実

○児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○自立援助ホーム入居者への支援の充実【拡充・新規】

自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、一般生活費を増額（児童養護施設と同額）することにより、入居者の状況に応じた運営費の充実を図る。

また、自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合に大学進学等自立生活支度費を支給することにより、自立支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(2) 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(3) 児童養護施設等の職員の人材確保

○民間児童養護施設職員等の処遇改善【拡充・新規】

平成 28 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた職員の待遇改善（児童指導員平均+1.3%）を平成 29 年度にも反映する。

さらに「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、以下の処遇改善を実施する。

- i 児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした 2%（月額 7 千円程度）の処遇改善に加えて、
- ii 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した月額 5 千円の上乗せ、
- iii キャリアアップの仕組みを構築し、
 - ア 一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務を担う職員に対しては、
 - (a) 小規模グループケアリーダー等に対して月額 1 万 5 千円の上乗せ（ii と合わせ 2 万円）、
 - (b) 家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員等に対して月額 5 千円の上乗せ（ii と合わせ 1 万円）
 - イ 一定の研修を修了した複数の小規模グループケアを監督する職員（ユニットリーダー）に対して月額 3 万 5 千円の上乗せ（ii と合わせ 4 万円）
 - ウ 一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士）に対して、月額 5 千円の上乗せ（ii と合わせ 1 万円）を実施する。
- iv 併せて、里親手当の改善（月額+14,000 円）を図る。（再掲）

〔児童入所施設措置費等〕

○処遇改善の取組を円滑に導入するための特別対策【新規】

新たな処遇改善の取組を円滑に導入するため、制度の周知やシステム改修による事務の効率化等により、児童養護施設等の処遇改善の取組を後押しするなど、自治体が行う処遇改善に関する取組に対して補助する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

（参考）【平成 28 年度第 3 次補正予算案】

○平成 28 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う追加財政措置 9 億円
平成 28 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

○児童養護施設等の職員の資質向上、実習の推進

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、就職を希望する学生等への実習支援を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(4) 防犯対策の強化等【拡充】

児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外

構等の設置・修繕など必要な安全対策を引き続き行う。

また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象に、NPO法人等が設置する自立援助ホームやファミリーホームを追加する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

II. ひとり親家庭等の自立支援・DV対策の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

また、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

(平成 28 年度予算額)

3, 338 億円

→

(平成 29 年度予算案)

3, 588 億円

母子家庭等対策総合支援事業等： 114 億円
児童扶養手当： 1,784 億円
母子父子寡婦福祉資金貸付金： 36 億円
婦人保護施設措置費： 23 億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業： 154 億円
など（その他、他部局計上分を含む）
※予算額には、ひとり親家庭等について当該
予算額の内数で事業を実施するものを含む

(※「すくすくサポート・プロジェクト」のうち主なものを記載)

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

[母子家庭等対策総合支援事業]

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進【拡充・新規】

○婦人相談員手当の改善

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては、月額最大149,300円（現行月額106,800円）に見直しを図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

○婦人相談員等の研修の充実

都道府県において、婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加（年1回→年3回）を図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

○婦人保護施設等における支援の充実

① 婦人相談所の一時保護所や婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

(現行) 最大2名まで配置可能 → 最大3名まで配置可能

② 婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することにより、自立のための就労支援の充実を図る。

[婦人保護施設措置費等]

(3) その他

○子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 (保健福祉調査委託費)

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

○母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

○ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

2. 生活を応援

(1) 子どもの生活・学習支援事業 (居場所づくり) の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

[母子家庭等対策総合支援事業]

(2) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当法の改正による第2子加算額及び第3子以降加算額の増額を踏まえ引き続き児童扶養手当の支給の着実な実施を図る。

※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入 (第1子と同じ取扱)

(3) 養育費の確保支援

○養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談にあたる人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供すると

もに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、弁護士による養育費相談を実施する

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

(4) 母子父子寡婦福祉貸付金

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行う。

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

また、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を推進する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

3. 学びを応援

(1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

(2) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

4. 仕事を応援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

○母子家庭等自立支援給付金事業の推進【拡充】

・ 高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給する。

・ 自立支援教育訓練給付金の充実

雇用保険の受給資格のないひとり親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する（費用の6割：上限20万円）。

さらに、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の2割：上限10万円）の支給を受けるひとり親に対しても、費用の6割（上限20万円）との差額を上乗せして支給する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

（2）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

〔母子家庭等対策総合支援事業〕

○社会的養護の推進

政策目標

- 社会的養護が必要な子どもについて、家庭における養育環境と同様の養育環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託の推進及び養子縁組家庭への相談・支援を図る。
- 児童福祉法における児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みを整備し、個々の子どもの状況に応じた支援を実施することにより、将来の自立に結びつける。

現状と課題

- 里親制度に対する社会的な認知度が低く、里親希望者が少ない。また、児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分に関われないため、個々の里親への支援が行き届いていない。
- 原則として18歳（措置延長の場合は20歳）に到達した時点で、支援の必要があるにもかかわらず一定の年齢に到達したことで、支援を断たれてしまう場合がある。

具体的施策

家庭養護の推進

- 改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことを踏まえ、里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。（里親支援事業（仮称）の創設）

被虐待児童などへの支援の充実

- 改正児童福祉法において、新たに自立援助ホームの対象に追加された22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者に対する支援に要する費用にかかる補助事業（児童自立生活援助事業（仮称））の創設
- 大学等就学中の者以外の自立援助ホーム入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業（社会的養護自立支援事業（仮称））の創設
- 特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、特定妊産婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業（産前・産後母子支援事業（仮称））の創設

里親支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援関連事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内容

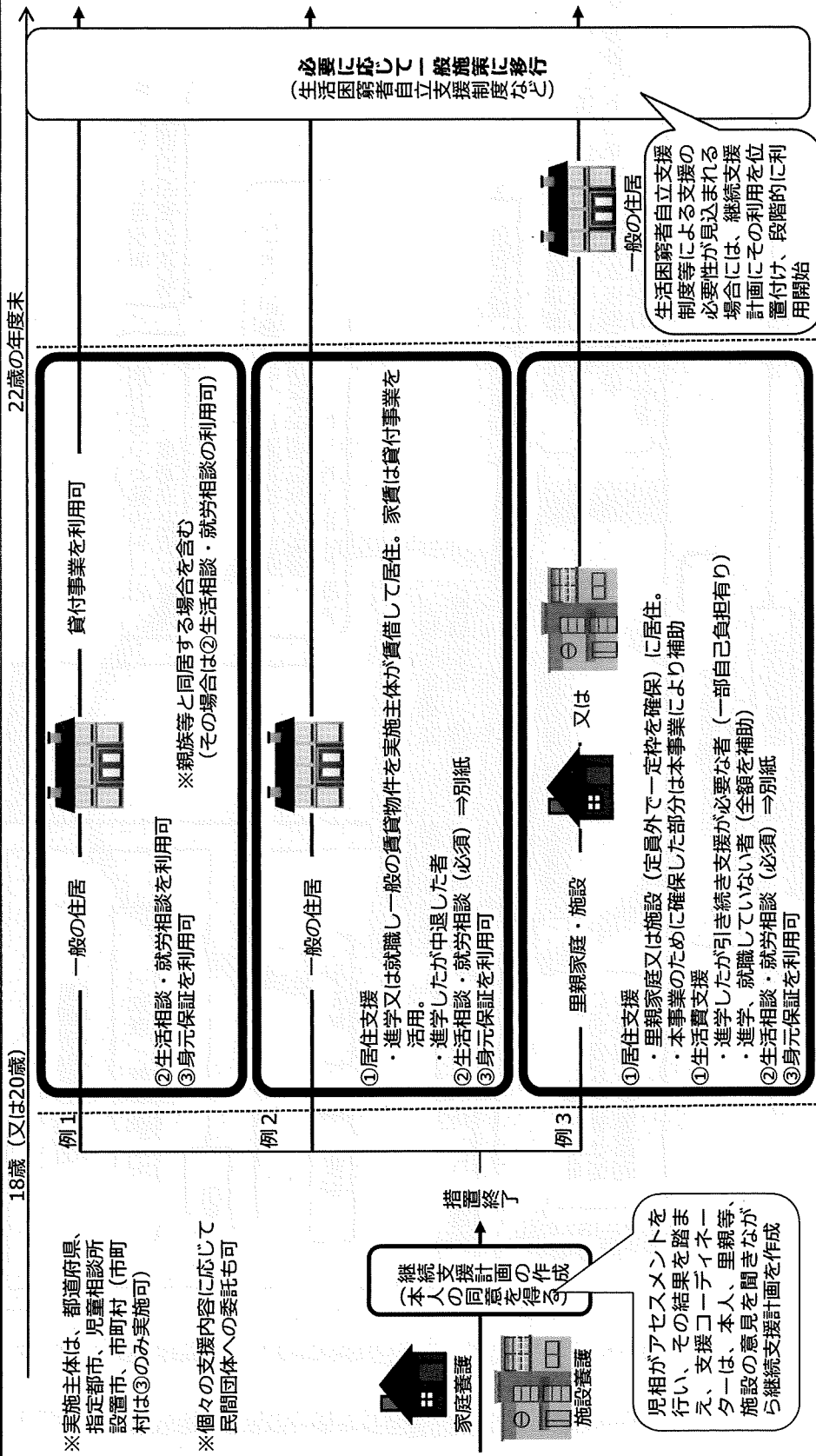
	現行（平成28年度）	平成29年度
名称	里親支援機関事業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親制度の普及啓発、研修の実施 ・ 里親委託支援 ・ 里親への訪問支援、里親の相互交流 ・ 未委託里親へのトレーニング ・ 共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・ マッチング・自立支援計画作成 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※下線は28年度に追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親制度の普及啓発、研修の実施 ・ 里親委託支援 ・ 里親への訪問支援、里親の相互交流 ・ 未委託里親へのトレーニング ・ 共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・ マッチング・自立支援計画作成 ・ 養子縁組相談支援 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">里親の新規開拓から自立支援まで一貫した支援が可能</p>
相談員の配置	<p>里親委託等推進員（非常勤1名）</p> <p>里親トレーナー（非常勤1名）※1</p> <p>委託調整員（常勤1名）※2</p> <p>調整補助員（非常勤1名）※2</p>	<p>里親相談支援員（常勤1名）</p> <p>心理面からの訪問支援員（常勤1名又は非常勤1名）</p> <p>里親トレーナー（非常勤1名）※1</p> <p>委託調整員（常勤1名）※2</p> <p>調整補助員（非常勤1名）※2</p>

※1：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置 ※2：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

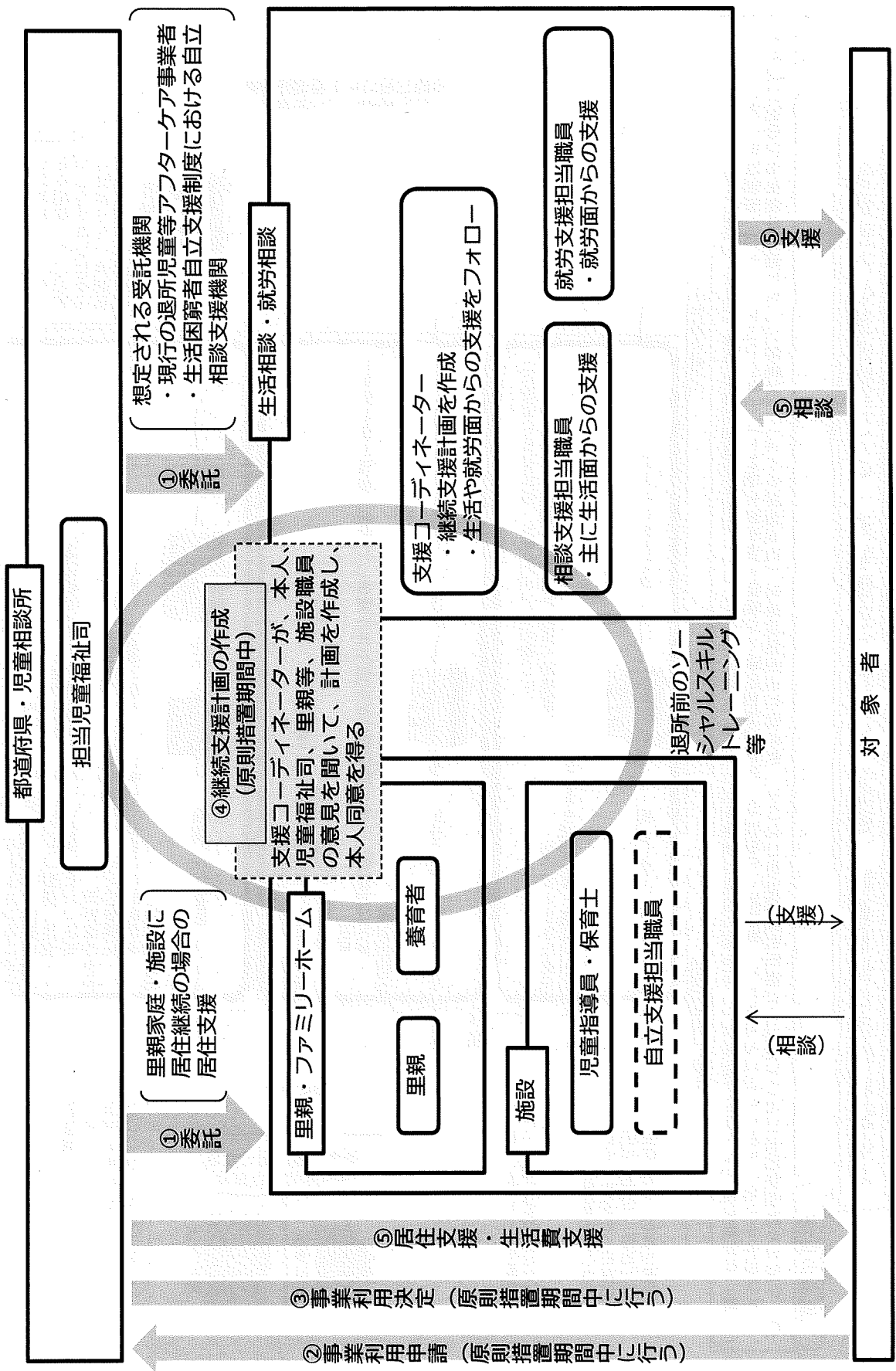
施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



- ※実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村（市町村は③のみ実施可）
- ※個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可

生活相談・就労相談（イメージ）

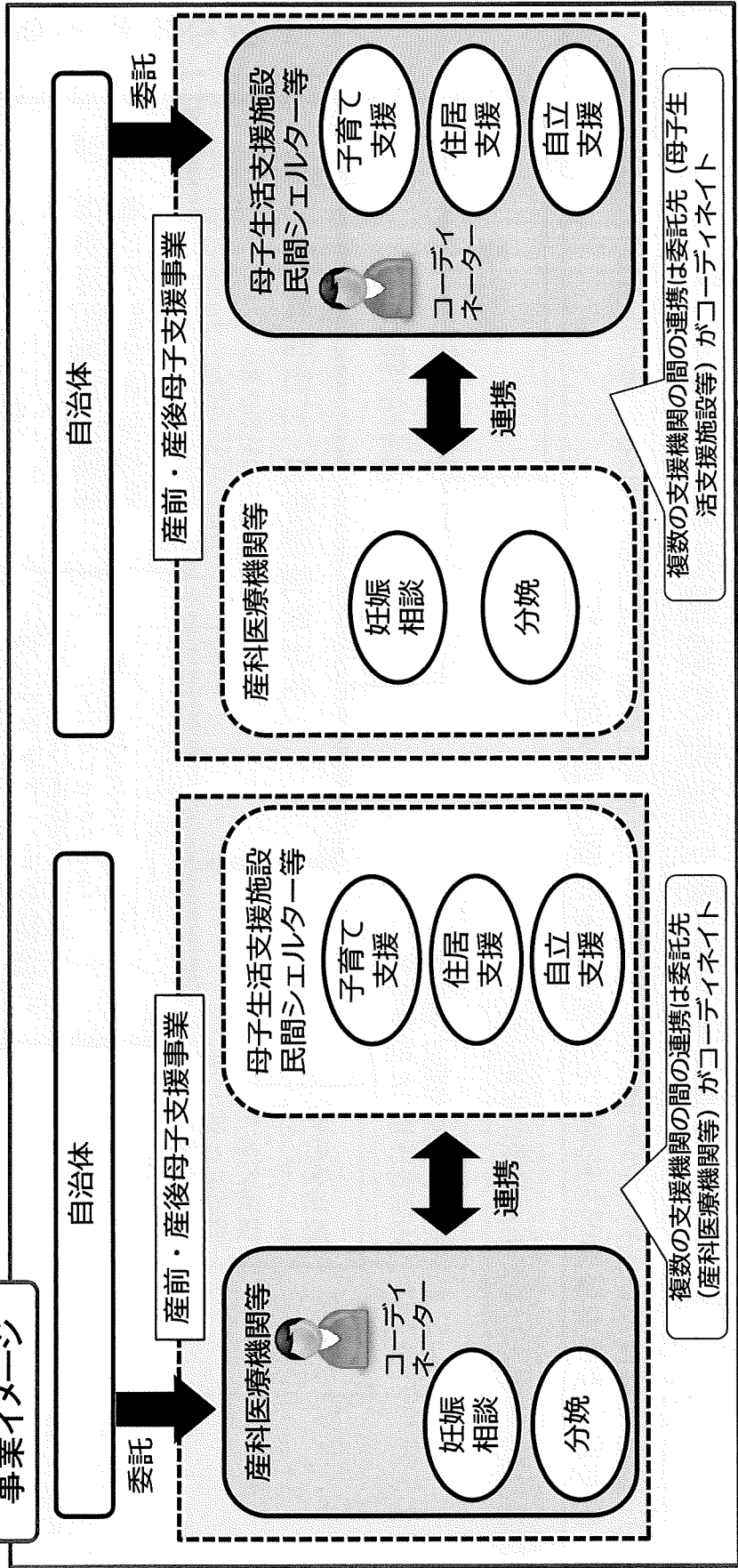


産前・産後母子支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さを評価するとともに、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。

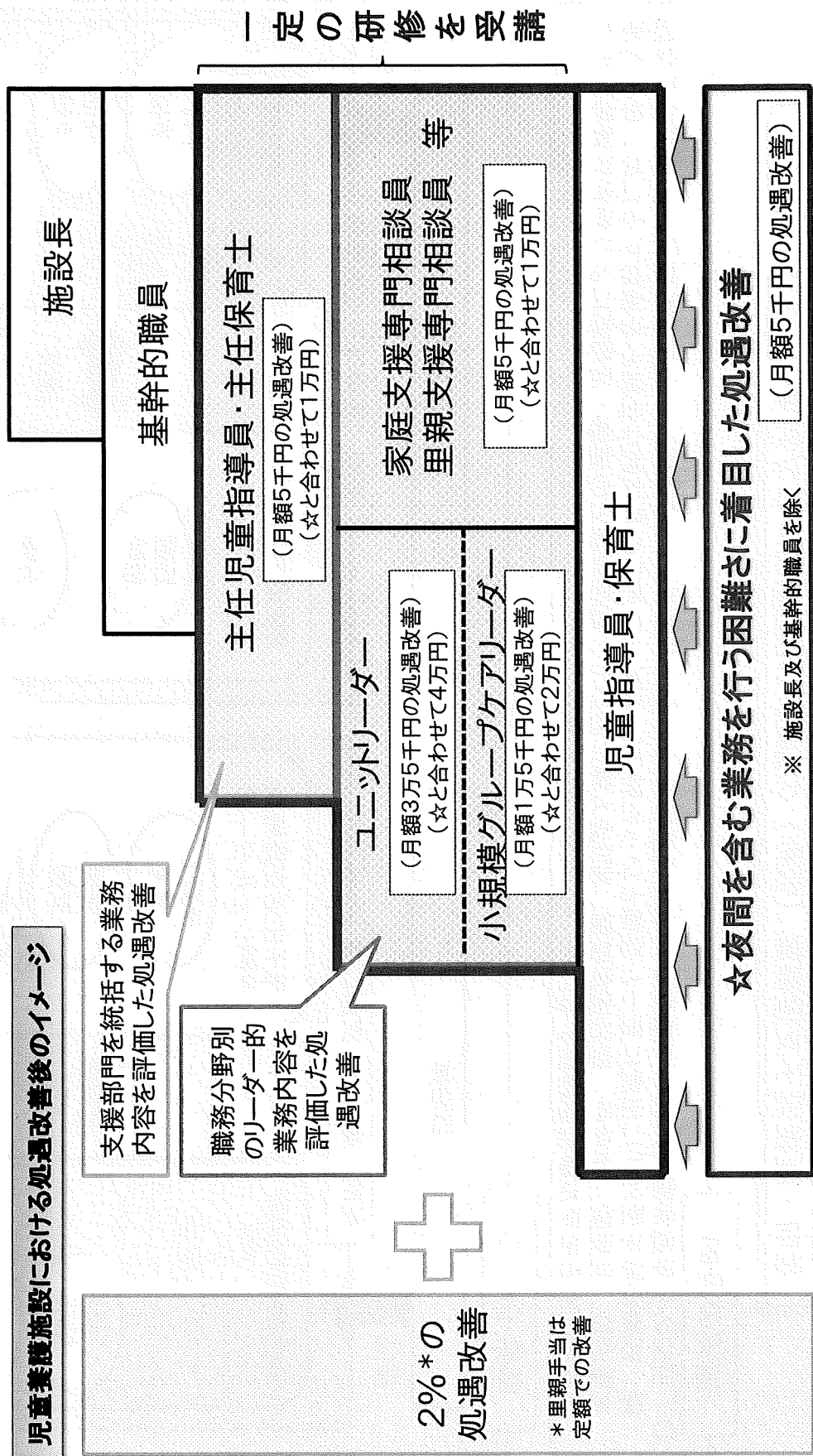
児童養護施設における処遇改善後のイメージ

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善

2%*の処遇改善

*里親手当は定額での改善



「すくすくサポートプロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
 →年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
 - 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築
- 【主な内容】
- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
 - ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
 - ◇親の資格取得の支援の充実
 - ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。
- 【主な内容】
- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
 - ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
 - ◇里親委託等の家庭的養護の推進
 - ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
 引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
 ※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

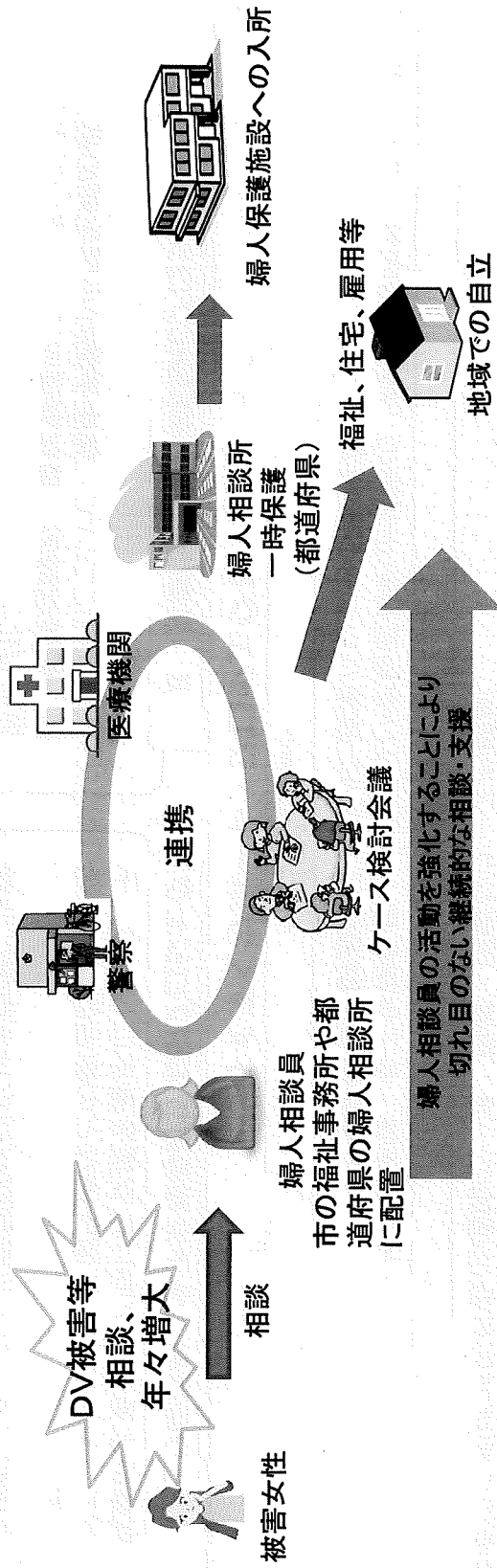
婦人相談員活動強化事業の拡充（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 女性を取り巻く様々な問題（DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など）は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、困難性のある問題に適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。
- 婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。

内容

- 婦人相談員手当の改善
勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては月額最大149,300円（現行月額106,800円）に見直しを図る。



「女性活躍加速のための重点方針2016」においては、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実や社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進することが重点的に取り組むべき事項として盛り込まれている。